

しょう しゃたんきにゆうしよじぎようしよ がくえん たんきにゆうしよ  
障がい者短期入所事業所あかとき学園(短期入所)

## じゅう よう じ こう せつ めい しよ 重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて

当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業所

めいしよ 名称	しゃかいふくしほうじんようらんかい 社会福祉法人揺籃会
しよざいち 所在地	ほっかいどうふかがわしおさむないちよう ちようめ ばん 北海道深川市納内町2丁目4123番4
れんらくきき 連絡先	0164-34-5635
だいひようしやめい 代表者氏名	りじちよう ながくらりゆうたろう 理事長 永倉隆太郎
せつねんがっぴ 設立年月日	しやうわ ねん がつ にち 昭和52年3月2日

### 2. 利用施設

サービスの種類	たんきにゆうしよ れいわ ねん がつ にちしていこうしん 短期入所 令和2年4月1日指定更新	
じぎようしよ めいしよ 事業所の名称 (事業所番号)	しょう しゃたんきにゆうしよじぎようしよ がくえん (0117400333)	
じぎょうないようおよ たいいん 事業内容及び定員	たんきにゆうしよ 短期入所	めい 4名
じぎようしよ しよざいち 事業所の所在地	ほっかいどうふかがわしおさむないちよう ちようめ ばん ぎョ 北海道深川市納内町3丁目9番10号	
れんらくきき 連絡先	TEL 0164-24-3666 FAX 0164-24-3667	
かんりしや 管理者	ましま たかひろ 眞島 孝弘	
サービス管理責任者	ましま たかひろ 眞島 孝弘 うまつ みえ 植松 美絵	
つうじょうじぎょう じつしちいき 通常事業の実施地域	げんぞく ふかがわし ちせうしちよう ちつぷべつちよう ねまたちよう ほろかないちよう ほくりゆうちよう うりゆうちよう 原則として、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、幌加内町、北竜町、雨竜町	
しゅたいしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや せいしんしやうがいしや 知的障害者・精神障害者	
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にちしてい 平成26年4月1日指定	

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	りようしや かのう かぎ ちいき における せいかつ けいぞく ねんどう において じぎようしや 利用者が可能な限り地域における生活が継続できることを念頭において、事業者が りようしや たい たんきてき しせつりよう ていきよう にちじょうせいかつじよう えんじよ にちちゆうかつどうしえんどう 利用者に対し、短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動支援等 をおこな 行う。
-----	---

うんえいほうしん 運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の能力、障がい特性に応じた支援</li> <li>・利用者の意思及び人格を尊重した支援</li> <li>・地域、家庭などの社会資源と連携した支援</li> <li>・関連法令を遵守した支援</li> </ul>
------------------	---

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

たて 建 物	こうぞう 構造	鉄筋コンクリート造り、木造平屋建て (耐火建築物)(耐震構造)
	しきちめんせき 敷地面積	6827.40㎡
	の 延べ床面積	2368.10㎡

##### (2) 居室

きょしつ しゆるい 居室の種類	しつかず 室数	ひとりあ 1人当たりの面積	びこう 備考
ひとりべや 1人部屋	4室	12.96㎡	

##### (3) 主な設備

しつめいおよ 室名及び設備	へやかず 部屋数	びこう 備考
しょくどう 食堂	1室	
ちゆうぼう 厨房	1室	※基本的にはご利用になれません
よくしつ 浴室	1室	身障者用のリフト付き浴槽有
だついじよ 脱衣所	1室	
いむしつ 医務室	1室	
せいようしつ 静養室	1室	
せんめんじよ 洗面所	2カ所	男女棟1カ所ずつ
トイレ	11室	男女棟2カ所ずつ 職員・来客用2カ所 管理棟男女1カ所 多目的トイレ男女棟1カ所、女子棟2カ所 管理棟1カ所
せいかつかいごしつ 生活介護室	1室	
そうだんしつ 相談室	1室	
つうしよしつ 通所室	2室	
こういしつ 更衣室	4室	男女棟1カ所ずつ 職員用1カ所ずつ
じむしつ 事務室	1室	

ぶっぴんこ 物品庫	5室	かんりとう かしよ 管理棟3カ所 だんじょうとう かしよ 男女棟2カ所ずつ
かいぎしつ 会議室	1室	
せんたくしつ 洗濯室	1室	

どうじぎょうしよ こうせいろうどうしよう さだ ていていきじゆん じゆんしゆ いじよう しせつ せつび せっち  
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

### 5. サービス提供職員の設置状況

しよくしゆ 職種	いんすう 員数	じやうきん 常勤		ひじやうきん 非常勤		じやうきんかんさん 常勤換算	びこう 備考
		せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務		
かんりしや 管理者	1名		1				
サービス管理責任者	2名	1	1			1.5	
いし 医師	1名			1			しよくたくい 嘱託医
かんごし 看護師	2名	1	1			1.5	
かんりえいようし 管理栄養士	2名	1		1		1.3	
せいかつしえんいん 生活支援員	28名	20	6	1	1	23.0以上	
きのうくねんしどういん 機能訓練指導員	1名				1	0.1	
じむいん 事務員	4名		4				

どうじぎょうしよ こうせいろうどうしよう さだ ていていきじゆん じゆんしゆ していしやうふくし  
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### かくしよくしゆ きんむたいけい 各職種の勤務体系

しよくしゆ 職種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	へいじやう (8:45~17:45)
サービス管理責任者	へいじやう (8:45~17:45)
いし 医師	しよくたくい つき かいおうしん 嘱託医 月に1回往診
かんごし 看護師	へいじやう (8:45~17:45)
かんりえいようし 管理栄養士	はやばん C (8:30~17:30)
せいかつしえんいん 生活支援員 きのうくねんしどういん 機能訓練指導員	にっきん (8:45~17:45)
	はやばん A (7:00~16:00)
	はやばん B (8:00~17:00)
	はやばん C (8:30~17:30)
	はやばん D (7:30~16:30)
	おそばん A (10:00~19:00)
	おそばん B (11:00~20:00)
	やきん A (15:30~9:00)
	やきん B (22:00~7:00)
	A (9:00~16:00)
B (9:00~17:00)	

	C	(10:30~15:00)
	D	(10:30~16:00)
	E	(10:00~16:00)
	F	(8:00~16:00)
	G	(9:00~14:30)
	H	(9:00~13:00)
	I	(9:30~16:00)
	J	(12:00~16:00)

## 6. サービス提供の内容

### (1) 介護給付費及び訓練等給付費対象サービス内容

サービスの内容	
相談及び援助	<p>随時、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</p> <p>月1回のあかとき会を支援します。</p>
排泄	<p>利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。</p>
入浴	<p>週に3回の入浴を行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。</p>
着脱衣	<p>生活リズムを整え、毎日の着替えを行います。</p>
整容	<p>個性に配慮し、適切な整容が行えるように援助します。</p> <p>希望者はシーツ交換を行います。</p>
整理整頓	<p>生活支援員により、常に整理整頓に努めます。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時は、看護師により疾病予防、健康管理に努めます。</li> <li>・緊急時必要により主治医あるいは嘱託医、協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。</li> <li>・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添等について配慮します。(付添料がかかる場合があります。)</li> </ul>
通院・処置	<p>利用者が怪我や病気等で医療機関に治療が必要な場合は、指定医療機関へ速やかに通院します。その他通院の必要のない利用者の処置については看護師または、看護師の指示により、生活支援員が行います。</p> <p>※入院中に関しましても定期的に出向き、利用者の状態を把握します。</p>
服薬管理	<p>薬については、看護師が管理し、誤りがないように万全を期します。誤飲や服薬拒否等の心配のある利用者に対しては、個別に対応します。</p>
余暇活動	<p>利用者のニーズに合わせた、情報の提供、場の提供、サービスの提供に努めます。</p>

送迎サービス	希望により送迎を行います。
第三者評価	実施していない。
日中活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション活動</li> <li>・創作活動</li> <li>・機能訓練、体力づくり</li> <li>・外出</li> </ul>
生産活動	<p>当事業所では、日中活動(生活介護事業)として、利用者の障害特性を踏まえた工夫をもって、生産活動の機会を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設内清掃</li> <li>② リサイクル</li> <li>③ 花壇整備</li> <li>④ その他の生産活動 (工賃の支払い)</li> </ol> <p>※上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者へ支払います。</p>

(2) 介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出会館 給食委託</li> <li>・利用者の嗜好調査を実施し、献立に反映します。</li> <li>・医師の診断より食事制限を必要とする方に対し、医療機関と連携し管理栄養士により個別に献立を作成いたします。</li> <li>・栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。</li> </ul> <p>食事時間 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p> <p>※尚、前日18時までに申し出がなく食事を摂らなかった場合は、食事代を徴収します。</p>
買い物	<p>利用者の希望により公用車を用いて移動を伴う買い物を実施する際、付添をします。</p>
社会生活上の便宜	<p>当事業所では、施設での生活を実りあるものとするため、レクリエーション行事を企画します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供記録等の複写 10円</li> <li>・証明、諸書類の発行</li> <li>・利用者の希望により、日用品の購入、代行等についても行います。</li> </ul>

〈サービスの概要〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。サービス管理責任者が作成し利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者へ交付致します。また必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(ア) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業所にお支払いいただきます。

なお利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

I. 他の日中活動系サービスを利用しない場合

サービス報酬 18歳以上	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
	9,030円 / 日	7,670円 / 日	6,340円 / 日	5,700円 / 日	4,980円 / 日
食事提供体制加算	480円 / 日				
栄養士配置加算	220円 / 日				
短期利用加算	300円 / 日				
常勤看護職員等配置加算	100円 / 日				

II. 他の日中活動系サービスを利用する場合

サービス報酬 18歳以上	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
	5,890円 / 日	5,160円 / 日	3,110円 / 日	2,350円 / 日	1,690円 / 日
食事提供体制加算	480円 / 日				
栄養士配置加算	220円 / 日				
短期利用加算	300円 / 日				
常勤看護職員等配置加算	100円 / 日				

(イ) 介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容の料金

項目	短期入所	
	金額	備考
食事	朝 260円	日額 ※1
	昼 230円	
	夜 260円	
日用品の購入	実費	
教養娯楽費等	実費	
理容・美容費	実費	

※1.「食事」については次に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

①生活保護…生活保護受給世帯

②低所得1…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下

③低所得2…市町村民税非課税であるもののうち、②に該当しないもの

### (ウ)利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定された日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

北空知信用金庫納内支店 普通 0077645

社会福祉法人揺籃会 障がい者支援施設あかとき学園 施設長 眞島孝弘

③ 銀行振替

ご利用できる金融機関:北空知信用金庫

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

### (エ)その他

利用者が契約終了後も居室を明け渡さなかった場合には、本来の契約日から現実に居室が明け渡されるまでの期間にかかる次の料金をいただきます。

① 利用者の障害程度に応じたサービス料金(全額自己負担)

② その他受けたサービス実費(全額自己負担)

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報の使用に係る同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに保護者及び医療機関への連絡等を行います。

## 10. 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生した場合は、速やかに深川市及び関係各機関、利用者の家族に連絡を行なうと共に必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

また、事業所は、利用者に障害福祉サービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合

は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害賠償を行います。但し、契約者に重大な過失がある場合は、損害額を減額する事ができます。

事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

## 11. 相談(苦情)申し出先及び虐待通報受付に関する窓口

### (1) 相談(苦情)申し出窓口

<p>相談(苦情)申し出 窓口</p>	<p>解決責任者 マネージャー 眞島孝弘                  受付担当者 リーダー 高橋洋貴                  ご利用時間 8:45~17:45                  (土・日・祝祭日・年末年始を除く)                  電話番号 0164-24-3666                  FAX 0164-24-3667                  担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。                  ※ご意見箱、苦情記入用紙を正面玄関に設置しています。</p>	
<p>揺籃会第三者委員</p>	<p>坂本 政之</p>	<p>電話番号 0164-25-1631</p>
<p>深川市市民福祉部 健康福祉課</p>	<p>安藤 一彦</p>	<p>電話番号 0164-24-2551</p>
<p>北海道福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<p>余合 範子</p>	<p>電話番号 0164-22-7881</p>
<p>所在地:深川市2条17番3号 電話番号:0164-26-2152 FAX:0164-23-0800</p>	<p>所在地:札幌市中央区北2条西7丁目かでの 2.7内 電話番号:011-204-6310 FAX:011-204-6311</p>	

### (2) 虐待通報受付窓口

<p>虐待通報受付窓口</p>	<p>虐待防止対応責任者 マネージャー 眞島孝弘                  虐待防止受付担当者 リーダー 高橋洋貴                  ご利用時間 8:45~17:45                  (土・日・祝祭日・年末年始を除く)                  電話番号 0164-24-3666                  FAX 0164-24-3667</p>	
<p>虐待通報解決のための 審議機関</p>	<p>社会福祉法人揺籃会虐待防止委員会                  ・委員長 前揺籃会理事・前清祥園総合施設長 坂本 政之                  ・副委員長 前納内町内会連絡協議会会長 安藤 一彦                  ・副委員長 前揺籃会理事・前西町保育所所長 余合 範子                  ・委員 揺籃会各施設事業所の虐待防止対応責任者 8名</p>	



ふかがわししみんふくしぶ 深川市市民福祉部 けんこうふくしか 健康福祉課	所在地:深川市2条17番3号 電話番号:0164-26-2152 FAX :0164-23-0800 (休日・夜間) 北空知障がい者支援センターあつふる 電話番号:0164-22-1798
ほっかいどうしや 北海道障がい者 けんりようご 権利擁護センター	所在地:札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号:011-231-8617 FAX :011-232-4068

## 12. 12. 協方医療機関

医療機関の名称	医療法人社団厚北会 吉本病院
病院長等名	理事長 松本 三樹
所在地	深川市3条25番19号
担当診療科	精神科、神経科
電話番号	0164-22-7130
入院設備	あり

医療機関の名称	医療法人アンリー・デュナン会 深川第一病院
病院長等名	病院長 林 憲雄
所在地	深川市あけぼの町1番1号
担当診療科	内科
電話番号	0164-23-3511
入院設備	あり

医療機関の名称	小野歯科医院
病院長名	院長 小野 昭郎
所在地	深川市納内町3丁目8番91号
担当診療科	歯科
電話番号	0164-24-3388
入院設備	なし

医療機関の名称	医療法人アンリー・デュナン会 深川第一病院
病院長名	病院長 林 憲雄
所在地	深川市あけぼの町1番1号
担当診療科	歯科口腔外科
電話番号	0164-23-3516
入院設備	なし

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

### 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書及び業務継続計画(BCP)により対応いたします。			
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	自動火災報知器	あり	防火扉	あり
	誘導灯	あり	ガス漏れ報知器	あり
	非常通報装置	あり	非常用照明	あり
	スプリンクラー	あり	補助散水栓	あり
	各居室カーテン、絨毯は、防災を使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年4月1日 防火管理責任者：眞島孝弘			
保険加入	火災保険：あいおいニッセイ同和損保			

### 14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

面会・外出	職員にお申し出ください。
持ち込みの制限	以下の物は原則として持ち込むことはできません。 ・他の利用者者に危害を加えるような危険なもの ・衛生環境にとって害となる物 ・その他一般的に危険、不衛生と思われる物 ・加熱器具、暖房器具、動物など
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	利用者のご希望により、(20歳以上の方に限る)喫煙ができます。ただし、指定された場所・時間以外の喫煙はできません。
貴重品の管理	・通所利用中は希望があれば、施設側でお預かりします。 ・能力に応じ、買い物外出時に金銭の所持や、購入物の支払いなどの支援をします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

じゅう よう じ こう せつ めい かく にん しょ  
重 要 事 項 説 明 確 認 書

わたし ほんしょおもて もと しょう しょう たんき にゅうしょ じぎょうしょ がくえん しょくいん  
私は、本書面に基ついて障がい者短期入所事業所あかとき学園の職員

( )から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

り よう しゃ  
利 用 者

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

りようしゃ みもとひきうけにんなど  
利用者の身元引受人等

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

ぞく がら  
続 柄

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

とうじぎょうしょ さま たい しょう しょう たんき にゅうしょ じぎょうしょ がくえん  
当事業所は、様に対する障がい者短期入所事業所あかとき学園の

しょうがいふくし ていきょう じょうき とお じゅうようじこう せつめい  
障害福祉サービス提供にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました。

じ ぎょう しょ  
事 業 所

めい しょう  
名 称

しょう しょう たんき にゅうしょ じぎょうしょ がくえん  
障がい者短期入所事業所あかとき学園

じゅう しょ  
住 所

ふかがわしおきむないちょう ちょうめ ばん ごう  
深川市納内町3丁目9番10号

かんりしゃ  
管理者

ましま たかひろ  
眞島 孝弘

いん  
印

せつめいしゃ  
説明者

いん  
印